

パート・臨時労働者も 正規と同じ労働条件に

勝手な解雇できません

いまやパートや臨時で働く労働者は1100万人を超えています。パートの月収は9万3394円（99年平均・毎勤総計）と極端に低く、97年の時間単価引上げはわずか1円です。いまパート労働者が切実に求めているのは、正規労働者との均等待遇にもとづく時

間給の引上げです。

パート労働者は労働基準法などの労働法が適用されます。有給休暇も保障され一定の条件で社会保険・雇用保険に加入できます。正規の労働者と同様に勝手な解雇はできません。

パート・臨時労働者の賃金、労働条件を、正規労働者と均等待遇にさせましょう。



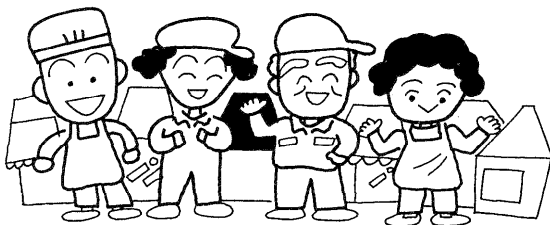
パート労働者の規模別人数と賃金の比較（2000年3月分）

規模別 (人)	一般労働者		パート労働者		一般労働者比(%)	
	人数(千人)	所定内賃金(円)	人数(千人)	所定内賃金(円)	人数比	賃金比
1000以上	2,242	373,020	155	94,140	6.9	25.3
500~999	1,839	354,923	221	101,451	12.0	28.6
100~499	7,778	327,838	1,616	95,441	20.8	29.1
30~99	8,944	304,486	2,253	87,390	25.2	28.7
5~29	13,700	287,254	4,350	85,624	31.8	29.8

労働省「毎月勤労統計調査」、産業計

賃金底上げで「均等待遇」を

人間らしく生活できる賃金を



労働相談は

団体名